

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「要綱」という。）5条1項に基づく愛の手帳交付申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成30年7月2日付けで行った愛の手帳交付申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるといふものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される（原文のママ）。

臨床心理士による心理検査の時に、見た目の印象と私の回答した答えに開きがあったようで、臨床心理士が私に対して真面目にやっていないと誤解された場面があった。真面目にやっても理解できない問題がある。私の傾向が加味されて今回の判定されたのかを疑問に思ったため、上記記載の処分は不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法４５条２項の規定を適用し、棄却すべきである。

第５ 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成３０年１０月３０日	諮問
平成３０年１２月２１日	審議（第２８回第１部会）
平成３１年 １月１８日	審議（第２９回第１部会）

第６ 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

１ 要綱等の定め

- (1) 要綱は、要綱１条において、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付することを目的とし、要綱２条１項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した同センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。
- (2) 要綱３条１項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書に当該知的障害者の写真を添え、その者が１８歳以上の場合にあっては心障センターを判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

この場合において、要綱 3 条 4 項及び 4 条は、愛の手帳交付申請書を受理した心障センター所長は、総合判定基準表（別紙 1。以下「総合判定基準表」という。）及び被判定者が 18 歳以上である場合は要綱別表 4「知的障害（愛の手帳）判定基準表（18 歳以上 成人）」（別紙 2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

そして、要綱 5 条 1 項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条 3 項は、同条 1 項の規定により交付申請を却下するときは、心障センター所長を経由して愛の手帳交付申請却下通知書により行うものとしている。

なお、総合判定基準表によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上『軽度』と判定され、またプロフィールがおおむね『4』程度のものに該当するもの」が、「4 度（軽度）」と判定され、「各種の診断の結果、知的障害の程度が判定不能で、またプロフィールについても、その程度の判定が非常に困難であるとき」が、「程度不明」に該当するとされており、最も重度である「1 度（最重度）」から最も軽度である「4 度（軽度）」までの度数及び「程度不明」のいずれにも該当しないと判定されたときが「非該当」に当たるとされている。

- (3) 要綱 1 2 条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和 42 年 3 月 20 日付 42 民児精発第 58 号）4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等は、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、同(4)は、程度別総合判定を

行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

2 請求人の知的障害に係る総合判定について

次に、心障センター所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア 「知能測定値」について

改訂版鈴木ビネー検査による知能検査の結果、IQ 73と判定されており、これは個別判定基準表における4度「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75」に相当する。

イ 「知的能力」について

請求人の陳述によると、「成績はずっと体育3、美術2、その他は3」であり、英語検定、数学検定、漢字検定の各3級（それぞれ、中学校卒業程度、中学校3年程度、中学校卒業程度）に合格しているとのことである。判定当日持参した中学1年時の定期テストの結果一覧によると、学年全体の人数200人位（本人の陳述による。）の中で31番～81番と、真ん中より上の成績である。東京都〇〇区に所在する〇〇高等学校に入学し、同校での成績は、知人によると「とてもよかった」とのことである。

また、請求人の陳述によると、これまで複数の医療機関に通院しているものの、いずれの医療機関でも知的な問題はないと言われているとのことである。また、請求人が持参した診療情報提供書においても、知的水準は「境界線～平均の下」との記載がある。ほかに、知人から、「お金のことはしっかりしており、やりくりも上手である。勉強を妹に教えてい

る」との陳述があった。

以上のことから、「非該当」に相当すると記載されている。

ウ 「職業能力」について

これまでに就労経験はなく、企業等における実習経験もないため、職業能力を直接的に評価するエピソードはないが、「(仕事は) やっていないが、やれる」との陳述があった。また、インスタントラーメンの調理が可能であり、中退しているものの全日制普通科高等学校に在籍した経験もあり、上記イに示したとおり、中学3年から同卒業レベルの各種検定試験に合格していることから、一般的な高等学校生徒レベルの能力があると推定される。

以上のことから、「非該当」に相当すると記載されている。

エ 「社会性」について

「小学校時代からの友人が2人いる。」との陳述があり、継続した交友関係が保たれている様子が確認できた。また、断られているものの通院中の医療機関の看護師に判定への同行を頼んだり、児童相談所等の相談機関を自発的に利用するなどの様子が確認された。

一方で、医療機関において、コミュニケーション上の偏りを指摘されたり、〇〇高等学校を対人関係のトラブルのため退学するなどの問題があるが、面接での陳述内容、提出された資料、判定当日の請求人の様子、及び医学診断の結果から、これらの問題は発達障害に起因するものと判断され、知的障害に起因するものとは認められない。

以上のことから、「非該当」に相当すると記載されている。

オ 「意思疎通」について

愛の手帳の申請動機について、「自分で探した。障害枠での就労を希望している。」と述べ、面接においてほとんどの陳述

を請求人自身で行った。また、請求人が持参した資料（中学1年時の定期テスト結果一覧、友人あての手紙）に書かれた文章を見ると、「溜」、「叶」などの漢字（漢字検定準1級（大学・一般程度）レベル）も適切に使いこなすなど、請求人の文章能力の高さが確認できた。

以上のことから、「非該当」に相当すると記載されている。

カ 「身体的健康」について

身体的な病歴としては、小学校3年時に肺炎のため入院した旨の陳述があったのみであったことから、「非該当」に相当すると記載されている。

キ 「日常行動」について

請求人の陳述によると、自傷をして救急車を呼ぶ、児童相談所、警察、少年センター等の相談機関に自ら連絡する、「人を襲ってしまうのではないか」との妄想がある、「かんしゃく」が多いと看護師から指摘されたことがあるとのことである。こだわりについて尋ねると、「対応してくれる人が女性でないと駄目、趣味、なるべく金を使わないようにする」等と答えた。また、睡眠不安定などもあり、服薬治療中との陳述もあった。

しかし、本件申請のために東京都立〇〇病院医師が作成した診療情報提供書を見ると、診断名は「自閉症スペクトラム障害」、心理検査結果は「知的水準は境界線～平均の下に位置する」と記載されており、知的障害に相当する所見はない。

当該診療情報提供書を含む提出資料、面接等における陳述内容、判定当日の請求人の様子及び医学診断から、日常行動上の問題については発達障害に起因するものと判断され、知的障害に起因するものとは認められないことから、「非該当」に相当すると記載されている。

ク 「基本的生活」について

請求人及び知人の陳述から、身辺生活の処理は自立していることが確認されたため、「非該当」に相当すると記載されている。

ケ 以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全8項目のうち1項目が「4度」、7項目が「非該当」に相当すると記載されている。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「知的障害非該当」と、心理学的所見欄には「CA18」、「MA11:8」、「IQ73（鈴木ビネー改訂版）」と、社会診断所見欄には「知的障害に起因する日常生活上の支障は認められない。」と記載されている。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、請求人の障害の程度は、総合判定基準表における「1度（最重度）」ないし「4度（軽度）」及び「程度不明」のいずれにも当たらないことは明らかであるから、請求人の愛の手帳の度数判定は「非該当」とするのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人は、本件審査請求書において、上記（第3）のとおり主張する。

しかし、前述（1・(2)及び(3)）のとおり、愛の手帳における障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定されるものと解すべきであるところ、本件申請書及び本件判定書によれば、請求人の障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして、「非該当」と判断するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって本件処分が違法又は不当なものであるということはできない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙1 及び別紙2 (略)